

議員提出議案第 4 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 2 年 1 1 月 1 6 日

狭山市議会議長 手 島 秀 美 様

提出者 狭山市議会議員 東 山 徹

賛成者 同 磯 野 和 夫

同 広 森 す み 子

同 伊 藤 彰

提案理由

人事院勧告の状況等にかんがみ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 9 5」を「1 0 0 分の 1 9 0」に、「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 0 5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する改正後の第 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 2 0 0」とする。